

# 熊本県公報

第11668号  
平成20年3月14日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則……………(障がい者支援総室)	2
○熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則……………(業務衛生課)	3
<b>告 示</b>	
○公印の改刻……………(私学文書課)	7
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課)	7
○"……………( " )	7
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通・くらし安全課)	8
○公有水面埋立免許の出願……………(漁港漁場整備課)	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課)	11
○道路の区域変更……………(道路保全課)	23
○"……………( " )	23
○道路の供用開始……………( " )	24
○"……………( " )	24
○"……………( " )	25
○"……………( " )	25
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出の取り下げ……………(商工政策課)	25
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了公告……………(建築課)	26
○くまもと県税システムサーバ機器及び関連ソフト等保守業務委託に係る一般競争入札……………(税務課)	26
○熊本県知事部局公用車任意保険契約に係る一般競争入札……………(人事課)	28
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見……………(商工政策課)	30
○"……………( " )	30
○地籍調査成果の認証……………(農村整備課)	30
○平成20年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務委託に係る一般競争入札……………(環境保全課)	31
○平成20年度大気汚染常時監視に附帯する業務委託に係る一般競争入札……………( " )	33
○土地改良事業施行の適否決定……………(農村計画・技術管理課)	35
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県立美術館の美術品等取扱規則の一部を改正する規則……………(教育政策課)	36
○熊本県教育委員会付議事項に関する規則の全部を改正する規則……………( " )	36
○熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則及び熊本県立特別支援学校学則の一部を改正する規則……………(高校教育課)	37
○有明海自動車航送船組合議会の招集について……………(有明海自動車航送船組合)	39
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会)	39
○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	39
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	40
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	40
○最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則……………( " )	40
○熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	40
○熊本県職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	41
○熊本県職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	43
○熊本県警察の職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	43
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	43
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………( " )	44

- 熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則……………( “ ) 44
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………( “ ) 44
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程……………( “ ) 44
- 正 誤
- 平成 20 年 3 月 6 日熊本県条例第 20 号(熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例)中……………(労働雇用総室) 48
- 平成 20 年 3 月 6 日熊本県条例第 3 号(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例)中……………(人 事 課) 48

規 則

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第 7 号**

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(熊本県病院事業の財務に関する特例を定める規則の廃止)

第 1 条 熊本県病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和 39 年熊本県規則第 22 号)は、廃止する。

(熊本県企業局に勤務する主要職員の範囲を定める規則の一部改正)

第 2 条 熊本県企業局に勤務する主要職員の範囲を定める規則(昭和 29 年熊本県規則第 52 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方公営企業法第 15 条第 1 項ただし書に規定する主要職員の範囲を定める規則

本則を次のように改める。

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 15 条第 1 項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。

- (1) 企業局に置かれる職のうち、係長又はこれに相当する職以上の職にある者
- (2) 病院局に置かれる職のうち、係長又はこれに相当する職以上の職にある者

(地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第 3 条 地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和 40 年熊本県規則第 62 号)の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

- (1) 企業局に置かれる職のうち次に掲げる職

ア 局長、総括審議員、次長、技師長、首席企業審議員、本庁の課長、政策調整審議員、企業審議員、室長、課長補佐及び局付

イ 発電総合管理所の所長及び次長

ウ 都呂々ダム管理事務所の所長

- (2) 病院局に置かれる職のうち、総務経営課長、院長、副院長、病院事業審議員、診療部長、看護部長、医長、課長補佐及び局付の職

(熊本県賞じゅつ金等授与条例施行規則の一部改正)

第 4 条 熊本県賞じゅつ金等授与条例施行規則(昭和 42 年熊本県規則第 57 号)の一部を次のように改正する。

別表中	4	企業局の職員	局長
	5	教育委員会事務局、 学校その他の教育機関 の職員及び市町村立学 校職員給与負担法(昭 和 23 年法律第 135 号) 第 1 条に規定する職員	教育長
	6	各行政委員会事務局 (教育委員会事務局を 除く。)の職員	各事務局長
	7	1 から 6 までに該当 しない職員	前各号に規定する者に準 ずるもの

を

4	企業局の職員	局長
5	病院局の職員	局長
6	教育委員会事務局、 学校その他の教育機関 の職員及び市町村立学 校職員給与負担法（昭 和 23 年法律第 135 号） 第 1 条に規定する職員	教育長
7	各行政委員会事務局 （教育委員会事務局を 除く。）の職員	各事務局長
8	1 から 7 までに該当 しない職員	前各号に規定する者に準 ずるもの

に改める。

## 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第 8 号

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則

熊本県薬事法施行細則（平成 14 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「試験を」を「薬種商試験を」に改める。

第 7 条の見出しを「（薬種商試験の合格通知）」に改め、同条中「試験」を「薬種商試験」に改める。

第 8 条の見出しを「（薬種商試験の停止等）」に改め、同条中「試験」を「薬種商試験」に改める。

第 13 条を第 17 条とする。

第 12 条中「別記第 10 号様式」を「別記第 13 号様式」に改め、同条を第 16 条とし、第 11 条の次に次の 4 条を加える。

（登録販売者試験受験願書等）

第 12 条 法第 36 条の 4 第 1 項の規定による試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、登録販売者試験受験願書（別記第 10 号様式）に写真（受験願書提出前 6 月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で縦 5 センチメートル、横 4.5 センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）を添えて知事に提出しなければならない。

（登録販売者試験の合格通知）

第 13 条 省令第 159 条の 6 の規定による合格の通知は、合格通知書（別記第 11 号様式）により行うものとする。

（登録販売者試験合格証明願）

第 14 条 登録販売者試験に合格したことの証明を受けようとする者は、登録販売者試験合格証明願（別記第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

（登録販売者試験の停止等）

第 15 条 第 8 条の規定は、登録販売者試験について準用する。この場合において、同条中「薬種商試験」とあるのは、「登録販売者試験」と読み替えるものとする。

別記第 10 号様式中「第 12 条関係」を「第 16 条関係」に改め、同様式を別記第 13 号様式とする。

別記第 9 号様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 10 号様式 (第 12 条関係)

登録販売者試験受験願書

熊本県知事 様		年 月 日	
薬事法第 36 条の 4 第 1 項の規定による試験を受験したいので申請します。			
本 (都道府県名)	籍 氏名	ふりがな 氏名	
現 住 所	〒	県 市 郡 町 村	
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男性 ・ 女性
連 絡 先	TEL		
熊本県収入証紙貼付欄			
		※ 保健所等 N o	...
		※ 受付 N o	...
			受験番号

備考 1 太わく内は、本人がかい書ではっきり記入してください。  
2 本籍・氏名及び生年月日は、必ず戸籍記載事項どおりに記入してください。

登録販売者試験  
写 真 票

受験番号
氏 名
年 月 日 生

写 真 貼 付 場 所

- 1 写真の裏面全部にのりを付けてこの場所にしっかりはりつけてください。
- 2 写真は、申込前 6 か月以内に写したもの(上半身、脱帽、正面向、縦 5cm × 横 4.5cm)で本人と確認できるもの。

備考 太わく内は、本人がかい書ではっきり記入してください。

別記第11号様式（第13条関係）

第 号

合格通知書

本籍  
氏名

年 月 日生

年 月 日実施の薬事法第36条の4第1項の規定による登録販売者試験  
に合格したので通知します。

年 月 日

熊本県知事

別記第 12 号様式 (第 14 条関係)

登録販売者試験合格証明願

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
氏名 印  
生年月日 年 月 日生

薬事法第 36 条の 4 第 1 項の規定による試験に下記のとおり合格していることを証明されるようお願いします。

記

合格通知書番号	第 号
合格通知書年月日	年 月 日
試験実施年月日	年 月 日

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

附 則  
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 192 号

昭和 35 年 7 月 1 日熊本県告示第 404 号（熊本県公印規程の規定による公印の登録）の一部を次のように改正し、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

なお、この告示の施行の際、現に存する改正前の印影を印刷した書式は、当分の間これを使用する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 熊本県印の項 4 中
 

「		を	「		」	に改める。
」			」		」	
  
- 2 熊本県知事印の項 1 中
 

「		を	「		」	に改める。
」			」		」	
  
- 2 熊本県知事印の項 2 中
 

「		を	「		」	に改める。
」			」		」	

熊本県告示第 193 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡あさぎり町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
あさぎり町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 194 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡あさぎり町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
あさぎり町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 195 号**

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 20 年 3 月 5 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	やりたがる女 4 人（新東宝） 痴漢電車 びんかん指先案内人（オーピー） ロリ作家 おねだり萌え妄想（オーピー） 新妻の寢床 毎晩感じちゃう（オーピー） 潮吹きヘルパー 抜きまくる若妻（サカエ企画） イヴちゃんの姫（日活） 女開業医 世間知らずな性癖（新日本） 好きもの姉妹 奥まで締めて（新東宝） 一人寝未亡人 恥毛の落ちた布団（新日本） したがる若女将 淫らな秘めごと（新東宝） 湯けむり温泉芸者 ～極上の腰使い～（オーピー） セックスファミリー 2 花嫁はド淫乱（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第 196 号**

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公有水面埋立ての出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異義のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び氏名  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県
- 2 埋立区域
  - (1) 位置
    - 1 工区  
 天草市有明町大島子字丸尾 1585 の 5 に隣接する無番地（堤）地先並びに 1585 の 5、1583 の 1 に隣接介在する無番地（道路）並びに 1580 の 4 に隣接する無番地（道路、水路）に隣接する無番地地先並びに 1580 の 4 に隣接する無番地（道路、水路）地先公有水面
    - 2 工区  
 天草市有明町大島子字丸尾 1580 の 4、字下鷺口 1418 の 4 に隣接介在する無番地（道路、水路）地先並びに 1418 の 4 地先公有水面
    - 3 工区  
 天草市有明町小島子字福井田 636 の 4 地先並びに字二本松 527 の 1、527 の 2、526、525、523、522、520 及び 518 の 2 に隣接する無番地（道路）地先並びに 518 の 2 に隣接する無番地（道路、水路）地先公有水面
    - 4 工区  
 天草市有明町小島子字桑小崎 517 の 1 に隣接する無番地（水路）地先並びに 517 の 1、514 の 5、514 の 3、514 の 4、514 の 1、513 の 1、512 の 1、503 の 1、502 の 1

及び502の6に隣接する無番地（道路）地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の(1)の地点から(7)の地点までを順次直線で結んだ線及び(7)の地点と(1)の地点を結ぶ平成17年の春分の日満潮位(D. L. + 1.89メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1)の地点	天草市有明町小島子字中村1236番地内 三等三角点(小島子 北緯32度28分43.7958秒 東経130度16分26.9515秒)から275度54分37秒444.835メートルの地点		
(2)の地点	(1)の地点から	77度10分15秒	6.805メートルの地点
(3)の地点	(2)の地点から	74度45分55秒	4.917メートルの地点
(4)の地点	(3)の地点から	71度44分41秒	4.032メートルの地点
(5)の地点	(4)の地点から	163度37分44秒	1.220メートルの地点
(6)の地点	(5)の地点から	72度10分34秒	0.800メートルの地点
(7)の地点	(6)の地点から	163度36分30秒	3.228メートルの地点

2 工区

次の(1)の地点から(5)の地点までを順次直線で結んだ線及び(5)の地点と(1)の地点を結ぶ平成17年の春分の日満潮位(D. L. + 1.89メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1)の地点	天草市有明町小島子字中村1236番地内 三等三角点(小島子 北緯32度28分43.7958秒 東経130度16分26.9515秒)から276度32分08秒419.653メートルの地点		
(2)の地点	(1)の地点から	343度37分00秒	4.205メートルの地点
(3)の地点	(2)の地点から	68度40分32秒	0.803メートルの地点
(4)の地点	(3)の地点から	343度37分54秒	1.228メートルの地点
(5)の地点	(4)の地点から	68度16分15秒	6.615メートルの地点

3 工区

次の(1)の地点から(35)の地点までを順次直線で結んだ線及び(35)の地点と(1)の地点を結ぶ平成17年の春分の日満潮位(D. L. + 1.89メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1)の地点	天草市有明町小島子字中村1236番地内 三等三角点(小島子 北緯32度28分43.7958秒 東経130度16分26.9515秒)から40度07分06秒714.638メートルの地点		
(2)の地点	(1)の地点から	67度56分11秒	5.516メートルの地点
(3)の地点	(2)の地点から	69度08分51秒	6.200メートルの地点
(4)の地点	(3)の地点から	70度58分12秒	7.308メートルの地点
(5)の地点	(4)の地点から	73度27分14秒	7.388メートルの地点
(6)の地点	(5)の地点から	75度39分28秒	3.496メートルの地点
(7)の地点	(6)の地点から	77度02分38秒	2.895メートルの地点
(8)の地点	(7)の地点から	78度53分10秒	5.333メートルの地点
(9)の地点	(8)の地点から	81度04分31秒	4.415メートルの地点
(10)の地点	(9)の地点から	82度58分55秒	4.117メートルの地点
(11)の地点	(10)の地点から	85度05分43秒	5.334メートルの地点
(12)の地点	(11)の地点から	86度59分52秒	3.131メートルの地点
(13)の地点	(12)の地点から	88度38分03秒	4.321メートルの地点
(14)の地点	(13)の地点から	90度33分13秒	5.279メートルの地点
(15)の地点	(14)の地点から	181度18分07秒	0.352メートルの地点
(16)の地点	(15)の地点から	92度25分24秒	5.227メートルの地点
(17)の地点	(16)の地点から	93度59分14秒	5.192メートルの地点
(18)の地点	(17)の地点から	95度14分56秒	5.149メートルの地点
(19)の地点	(18)の地点から	96度14分42秒	5.111メートルの地点
(20)の地点	(19)の地点から	97度10分05秒	11.877メートルの地点
(21)の地点	(20)の地点から	97度26分26秒	17.336メートルの地点
(22)の地点	(21)の地点から	97度21分34秒	10.367メートルの地点
(23)の地点	(22)の地点から	96度51分39秒	9.903メートルの地点
(24)の地点	(23)の地点から	95度53分31秒	9.839メートルの地点
(25)の地点	(24)の地点から	5度23分11秒	0.352メートルの地点
(26)の地点	(25)の地点から	94度27分06秒	9.765メートルの地点
(27)の地点	(26)の地点から	92度32分28秒	9.699メートルの地点
(28)の地点	(27)の地点から	90度48分51秒	5.208メートルの地点
(29)の地点	(28)の地点から	44度02分21秒	3.921メートルの地点
(30)の地点	(29)の地点から	89度03分20秒	1.638メートルの地点
(31)の地点	(30)の地点から	87度47分40秒	6.626メートルの地点
(32)の地点	(31)の地点から	85度47分52秒	8.188メートルの地点
(33)の地点	(32)の地点から	174度48分00秒	2.747メートルの地点
(34)の地点	(33)の地点から	83度57分41秒	5.894メートルの地点
(35)の地点	(34)の地点から	169度17分49秒	6.203メートルの地点

4 工区

次の(1)の地点から(23)の地点までを順次直線で結んだ線及び(23)の地点と(1)の地点を結ぶ平成17年の春分の日(3月20日)の満潮位(D. L. + 1.89メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1)の地点	天草市有明町小島子字中村1236番地内 三等三角点(小島子 北緯32度28分43.7958秒 東経130度16分26.9515秒)から50度27分38秒858.466メートルの地点
(2)の地点	(1)の地点から 349度18分21秒 5.949メートルの地点
(3)の地点	(2)の地点から 78度20分39秒 9.197メートルの地点
(4)の地点	(3)の地点から 76度20分24秒 6.720メートルの地点
(5)の地点	(4)の地点から 74度21分04秒 6.662メートルの地点
(6)の地点	(5)の地点から 72度29分02秒 5.818メートルの地点
(7)の地点	(6)の地点から 70度53分35秒 4.799メートルの地点
(8)の地点	(7)の地点から 69度27分44秒 4.800メートルの地点
(9)の地点	(8)の地点から 68度02分28秒 4.800メートルの地点
(10)の地点	(9)の地点から 66度36分08秒 4.800メートルの地点
(11)の地点	(10)の地点から 65度09分53秒 4.800メートルの地点
(12)の地点	(11)の地点から 63度44分02秒 4.800メートルの地点
(13)の地点	(12)の地点から 333度06分47秒 0.080メートルの地点
(14)の地点	(13)の地点から 62度18分10秒 4.798メートルの地点
(15)の地点	(14)の地点から 60度51分55秒 4.798メートルの地点
(16)の地点	(15)の地点から 59度02分53秒 7.466メートルの地点
(17)の地点	(16)の地点から 56度49分21秒 6.944メートルの地点
(18)の地点	(17)の地点から 55度31分37秒 4.830メートルの地点
(19)の地点	(18)の地点から 53度42分43秒 9.710メートルの地点
(20)の地点	(19)の地点から 51度54分11秒 9.778メートルの地点
(21)の地点	(20)の地点から 50度33分53秒 9.844メートルの地点
(22)の地点	(21)の地点から 49度41分39秒 9.911メートルの地点
(23)の地点	(22)の地点から 139度24分22秒 3.396メートルの地点

## (3) 面積

1工区	61.30 平方メートル
2工区	40.76 平方メートル
3工区	1,085.87 平方メートル
4工区	586.07 平方メートル
合計	1,774.00 平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

## 1、2工区共通

天草市有明町大島子字丸尾1585の5に隣接する無番地(堤)地先並びに1585の5、1583の1に隣接介在する無番地(道路)並びに1580の4に隣接する無番地(道路、水路)に隣接する無番地地先並びに1580の4、字下鷺口1418の4に隣接介在する無番地(道路、水路)地先並びに1418の4地先並びに1418の4に隣接する無番地(堤)地先公有水面

## 3、4工区共通

天草市有明町小島子字福井田636の4地先並びに字二本松527の1、527の2、526、525、523、522、520、518の2、字桑小崎517の1、514の5、514の3、514の4、514の1、513の1、512の1、503の1、502の1、502の6及びこれらの区域に隣接介在する無番地(道路、水路)地先公有水面

## (2) 区域

## 1、2工区共通

次の(イ)の地点から(二)の地点までを順次直線で結んだ線及び(二)の地点と(イ)の地点を結ぶ平成17年春分の日(3月20日)の満潮位(D. L. + 1.89メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)の地点	天草市有明町小島子字中村1236番地内 三等三角点(小島子 北緯32度28分43.7958秒 東経130度16分26.9515秒)から276度22分51秒446.172メートルの地点
(ロ)の地点	(イ)の地点から 347度18分16秒 16.108メートルの地点
(ハ)の地点	(ロ)の地点から 76度15分10秒 10.390メートルの地点
(二)の地点	(ハ)の地点から 70度31分03秒 14.218メートルの地点

## 3、4工区共通

次の(イ)の地点から(カ)の地点までを順次直線で結んだ線及び(カ)の地点と(イ)の地点を結ぶ平成17年春分の日(3月20日)の満潮位(D. L. + 1.89メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)の地点	天草市有明町小島子字中村1236番地内 三等三角点(小島子 北緯32度28分43.7958秒 東経130度16分26.9515秒)から38度37分01秒707.368メートルの地点
(ロ)の地点	(イ)の地点から 29度33分08秒 19.507メートルの地点
(ハ)の地点	(ロ)の地点から 67度55分31秒 18.964メートルの地点
(二)の地点	(ハ)の地点から 75度38分57秒 22.436メートルの地点

(ホ) の地点	(二) の地点から	82 度 58 分 51 秒	19.992	メートルの地点
(ヘ) の地点	(ホ) の地点から	90 度 33 分 46 秒	13.743	メートルの地点
(ト) の地点	(ヘ) の地点から	95 度 18 分 41 秒	22.912	メートルの地点
(チ) の地点	(ト) の地点から	97 度 19 分 46 秒	29.567	メートルの地点
(リ) の地点	(チ) の地点から	91 度 25 分 28 秒	55.271	メートルの地点
(ヌ) の地点	(リ) の地点から	85 度 01 分 24 秒	42.939	メートルの地点
(ル) の地点	(ヌ) の地点から	66 度 56 分 42 秒	39.970	メートルの地点
(ヲ) の地点	(ル) の地点から	55 度 00 分 22 秒	34.766	メートルの地点
(ワ) の地点	(ヲ) の地点から	49 度 54 分 26 秒	38.925	メートルの地点
(カ) の地点	(ワ) の地点から	139 度 16 分 20 秒	28.248	メートルの地点

## (3) 面積

1、2 工区共通 727.33 平方メートル

3、4 工区共通 10,810.38 平方メートル

合計 11,537.71 平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 5 関係書類の縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び天草地域振興局土木部維持管理課並びに天草市経済部水産課

## 6 縦覧期間

告示の日から起算して3週間

## 熊本県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 熊本市

## (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

白浜川支線谷(201-1-002)

## イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

熊本市河内町白浜

## ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

## エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

## (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

塩屋川-1(201-1-017-1)

## イ 土砂災害警戒区域の所在地

熊本市河内町河内

## ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

## エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

## (3) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

塩屋川-2(201-1-017-2)

## イ 土砂災害警戒区域の所在地

熊本市河内町河内

## ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

## エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

## (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

近津川1(201-1-018)

## イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

熊本市松尾町近津

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎第1谷（201-1-037）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎5丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
麴川1（201-1-038）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市島崎5丁目
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小山田川（201-1-040）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎6丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
花園谷（201-1-042）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市花園7丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
成道寺川（201-1-043）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市花園7丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎5丁目3（201-1-133）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎5丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎5丁目4（201-1-134）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎5丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎4丁目2（201-1-136）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎4丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎3・4丁目（201-1-137）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎3丁目、4丁目  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎4丁目（201-1-138）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎4丁目

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
花園7丁目1（201-2-056）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市花園7丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
花園7丁目2（201-2-057）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市花園7丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
花園7丁目3（201-2-058）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市花園7丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎6丁目（201-2-069）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎6丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下椿原（201-2-074）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町上松尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎7丁目（201-2-075）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎7丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎5丁目1（201-2-076）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎5丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎5丁目2（201-2-077）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎5丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
島崎3丁目（201-2-078）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市島崎3丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

## 2 芦北町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大尼田川-1（482-1-032-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大尼田川-2（482-1-032-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大尼田川-3（482-1-032-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
榎田内川-1（482-1-033-1）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
榎田内川-2（482-1-033-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 榎田内川-3 (482-1-033-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
榎田内川-4 (482-1-033-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
榎田内川-5 (482-1-033-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
松鶴川1 (482-1-034)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
松鶴川2 (482-1-035)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
本村川 (482-1-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 芦北町大岩  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
吉尾川（482-1-037）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
黒岩川（482-1-039）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町黒岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
木ノ根平川（482-1-040）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
渡瀬川 2（482-1-041）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 岩戸平川（482-1-042）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
岩屋川内川-1（482-1-043-1）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
岩屋川内川-2（482-1-043-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
岩屋川内川-3（482-1-043-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
岩屋川内川-4（482-1-043-4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
岩屋川内川-5（482-1-043-5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 芦北町大岩  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関  
 する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。）  
 (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 岩屋川内川-6（482-1-043-6）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町大岩  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関  
 する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。）  
 (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 茶ノ木鶴川-1（482-1-044-1）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町大岩  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関  
 する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。）  
 (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 茶ノ木鶴川-2（482-1-044-2）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町大岩  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関  
 する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。）  
 (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 内木場川 1（482-1-045）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町海路  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関  
 する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。）  
 (26) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）

- 内木場川2(482-1-046)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町海路
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
内木場川3-1(482-1-047-1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町海路
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
内木場川3-2(482-1-047-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町海路
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
平谷川1(482-1-048)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町上原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
平谷川2(482-1-049)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町上原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
平谷川3(482-1-050)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町上原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 平野川（482-2-024）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町大岩  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
 渡瀬川 1（482-2-025）  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 芦北町大岩  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 塩鶴川（482-2-028）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町大岩  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 田大迫（482-2-029）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町大岩  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 内木場川 4-1（482-2-034-1）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町海路  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 内木場川 4-2（482-2-034-2）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町海路  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 198 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1112 番 2 地先から 同所 1116 番 4 地先まで	前	5.0 ～ 12.2	117.0	災害防除工事
			後	22.2 ～ 28.4	117.0	
		球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1139 番 19 地先から 同所 1139 番 26 地先まで	前	5.0 ～ 19.0	151.0	
			後	24.0 ～ 33.0	151.0	
		球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1116 番 4 地先から 同所 1126 番 1 地先まで	前	5.6 ～ 18.8	144.0	
			後	14.4 ～ 34.0	144.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 14 日

**熊本県告示第 199 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	265 号	阿蘇郡高森町大字上色見字上洗川 2037 番 2 地先から 同所 2053 番 2 地先まで	前	12.7 ～ 18.7	118.0	迂回路撤去
			後	7.1 ～ 8.2		
一般県道	大牟田荒尾線	荒尾市大島字角田 132 番 8 地先から 同所 134 番 1 地先まで	前	13.2 ～ 21.6	85.5	廃道処分
			後	13.2 ～ 17.0		
一般県道	小枝深水線	球磨郡あさぎり町深田西字小枝 932 番 27 地先から 同町深田西字小 高野 821 番地先まで	前	13.2 ～ 39.4	467.0	旧道移管
				4.0 ～ 13.1		
			後	13.2 ～ 39.4	467.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 14 日

熊本県告示第 200 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	仏原高森線	上益城郡山都町高月字南大根 1183 番 1 地先から 同所 1183 番 1 地先まで	6.0	災害復旧工事
		上益城郡山都町仏原字城林 238 番 2 地先から 同所 238 番 2 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 14 日

熊本県告示第 201 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一

般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字白鳥 1010番1地先から 同村大字四浦西字宮久保 1083番2地先まで	440.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成20年3月14日

熊本県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地甲宮園 422番1地先から 同所 445番地先まで	129.0	

2 供用を開始する期日 平成20年3月14日

熊本県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年3月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名立花線	玉名郡和水町上十町字野中向 1319番12地先から 同町上十町字竹原 1259番1地先まで	949.4	緊道整交安

2 供用を開始する期日 平成20年3月14日

公 告

熊本県公告第177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成20年1月31日に行われた届出について、設置者より取下げ書の提出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成20年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートリアル八代店（仮称）

- 八代市新開町三号 3 番 25 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名  
又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男  
福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
  - 3 取下げを行う年月日  
平成 20 年 2 月 25 日
  - 4 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出を取り下げる理由  
出店計画の見直しのため

**熊本県公告第 178 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(2、3、4 工区)  
菊池郡菊陽町大字原水字上大谷 3802 番 1、同 3802 番 2、同 3803 番 1、同 3803 番 2、同 3804 番、同 3842 番、同 3843 番、同 3844 番、同 3846 番、同 3848 番、同 3849 番 1、同 3849 番 2、同 3850 番 1、同 3851 番 1、同 3851 番 2、同 3852 番 1、同 3853 番、同 3854 番 1、同 3854 番 2、同 3855 番、同 3856 番 1、同 3856 番 2、同 3857 番 1、同 3857 番 2、同 3857 番 3、同 3859 番、同 3861 番 1、同 3861 番 2、同 3862 番 1、同 3862 番 2、同 3862 番 3、同 3863 番、同 3864 番、同 3865 番 1、同 3865 番 2、同 3866 番、同 3867 番 1、同 3867 番 2、同 3868 番、同 3869 番 1、同 3870 番 1、同 3870 番 2、同 3871 番、同 3872 番、同 3873 番 1、同 3873 番 2、同 3874 番 1、同 3874 番 3、同 3874 番 4、同 3874 番 5、同 3875 番、同 3876 番、同 3877 番、同 3878 番、同 3879 番、同 3880 番 1、同 3880 番 2、同 3880 番 4、同 3880 番 5、同 3880 番 6、同 3880 番 7、同 3880 番 8、同 3882 番 1、同 3883 番 1、同 3885 番、同 3886 番 2、同 3887 番 1、同 3887 番 2、同 3889 番、同 3890 番、同 3891 番、同 3892 番、同 3893 番、同 3894 番 1、同 3895 番 1、同 3896 番、同 3897 番、同 3898 番、同 3899 番、同 3900 番、同 3901 番、同 3902 番 1、同 3902 番 2、同 3903 番、同 3905 番、同 3906 番、同 3907 番、同 3908 番、同 4000 番 19、同字下大谷 3882 番 2、同 3883 番 2、同 3886 番 1、同 3888 番、同 4036 番 5、同 4104 番 1、同 4104 番 2 及び里道の一部  
126,642.69 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡菊陽町大字久保田 2800  
菊陽町土地開発公社

**熊本県公告第 179 号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
くまもと県税システムサーバ機器及び関連ソフト等保守業務
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、くまもと県税システムサーバ機器及び関連ソフト等保守業務に要する総額費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 平成20年2月29日現在において、同種の業務を2年以上営んでいること。
  - (4) 熊本市内または熊本県庁舎から半径10キロメートル以内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成20年3月17日(月)から平成20年3月24日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成20年3月17日(月)から平成20年3月25日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
  - (2) 提出場所  
5に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部税務課管理班(県庁行政棟本館3階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 3368 ダイヤルイン 096-333-2101
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成20年3月17日(月)から平成20年3月26日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成20年3月27日(木)午後1時30分から  
イ 場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館6階601会議室
  - (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成20年3月26日(水)午後5時30分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、か

- つ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 180 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
熊本県知事部局公用車任意保険契約
- (2) 契約内容  
熊本県知事部局の所有する公用車両 647 台に対する自動車任意保険契約
- (3) 契約期間  
平成 20 年 4 月 22 日から平成 21 年 4 月 22 日まで

#### 2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者  
(2) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者  
(3) 熊本県内に本店又は支店（本社又は支社、営業所を含む。）を 2 店舗以上有し、かつ、1 店舗を熊本市内に、1 店舗以上を熊本市以外に有する者  
(4) 県税を完納している者

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

- (1) 申請の方法  
熊本県が指定する競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により別記に掲げる場所に、直接又は郵送（書留郵便により、平成20年3月26日まで）に必着）により提出するものとする。  
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
  - (2) 申請書等の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
熊本県総務部人事課  
郵便番号 862-8570  
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2052
  - (3) 申請書の受付期間  
平成20年3月14日（金）から平成20年3月26日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、入札日の前日までに郵送で通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年4月25日（金）までとする。
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
熊本県総務部人事課  
郵便番号 862-8570  
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2052
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成20年3月14日（金）から平成20年3月26日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
4の（1）に記載のとおり
  - (3) 入札説明会の開催  
ア 日時  
平成20年3月25日（火）午後2時  
イ 場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館4階 人事課分室
  - (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成20年4月4日（金）午前11時  
イ 場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館4階 人事課分室
  - (5) 入札書の提出方法  
4の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の（1）記載の場所に平成20年4月3日（木）の正午までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 入札に関する事務を担当する部局の名称  
熊本県総務部人事課  
郵便番号 862-8570  
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2052
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の100分の5以上の金額を4の（4）記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2か年の間に国又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (3) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札  
 エ 記名押印を欠く入札  
 オ 金額を訂正した入札  
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 キ 明らかに連合によると認められる入札  
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
 ケ 2 以上の意思表示をした入札  
 コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
 設定しない。
- (6) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約金額の 100 分の 10 以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 か年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (7) 契約書作成の要否  
 要
- (8) その他詳細は入札説明書による。

**熊本県公告第 181 号**

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 10 月 17 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 鶴屋ストアー浜線店  
 熊本市田迎町田迎字八反堀 308-1
- 2 市町村意見の概要  
 意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工政策課  
 平成 20 年 3 月 14 日から平成 20 年 4 月 14 日まで

**熊本県公告第 182 号**

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 10 月 9 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称)熊本上通町計画  
 熊本市上通町 1 番 48
- 2 市町村意見の概要  
 意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工政策課  
 平成 20 年 3 月 14 日から平成 20 年 4 月 14 日まで

**熊本県公告第 183 号**

菊池市ほか 7 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)

第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
菊池市	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	隈府の一部	地籍図・地籍簿	平成 20 年 3 月 6 日
菊池市	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	四町分の一部		
宇土市	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	長浜町の一部		
南小国町	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	大字中原の一部		
産山村	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大字産山の一部		
産山村	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大字大利の一部		
芦北町	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	大字告の全部		
五木村	平成 16 年度から 平成 19 年度まで	甲の一部		
五木村	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	乙の一部		
五木村	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	丙の一部		
山江村	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大字山田の一部		
球磨村	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	大字渡乙の一部		

#### 熊本県公告第 184 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 委託業務の名称

平成 20 年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務

##### (2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

##### (3) 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

##### (4) 入札方法

ア 入札金額は、平成 20 年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目「環境関係測定機器保守」の取扱業種「大気汚染観測機器」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げ

- るところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 熊本県における産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証を有していること。
- (6) 業務遂行上必要な設備・機器（試薬調整用設備、乾式測定器調整用希釈装置等）を有していること。
- (7) 環境大気常時監視測定機維持管理講習等の修了証を有している人員が確保されていること。
- (8) 特定計量器修理事業（濃度計1.2.3類）資格を有すること。
- (9) 測定機器（特に大気環境測定機）の保守点検業務歴が豊富であること。
- (10) 各測定機メーカーの保守点検ができること。特にDKK製の測定機（GRH-76M、GFS-256、DUB-12、DUB-222、GPH-74M、GLN-154、GLN-254、GXH-73M、GUX-153、GXH-103）及び小笠原計器製作所製の機器（C-W154）の保守点検についての十分な知識及び技術を有すること。
- (11) 当業務を第三者に委託することなく遂行できること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-383-1111 内線 6350  
096-333-2581 ダイヤルイン
- (3) 入札参加資格申請書の受付期間  
平成20年3月14日（金）から平成20年3月21日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申請書を提出し、競争入札参加の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成20年3月14日（金）から平成20年3月21日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加確認結果の通知  
入札参加確認の結果は、確認結果通知書等により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県環境生活部環境保全課大気・化学物質班（県庁行政棟新館5階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2269
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所  
ア 交付期間  
平成20年3月14日（金）から平成20年3月21日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成20年3月26日 午前10時  
イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 県庁行政棟本館6階601会議室
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)の記載の場所に持参するものとする。

## 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（この場合、保険期間を入札日より7日以上とること。）。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書の作成の要否  
要
- イ 契約締結の期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

## 熊本県公告第185号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
平成20年度大気汚染常時監視に附帯する業務
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、平成 20 年度大気汚染常時監視に附帯する業務に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務」の取扱業種「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 6350  
096-333-2281 ダイヤルイン
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 20 年 3 月 14 日（金）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申請書を提出し、競争入札参加の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 20 年 3 月 14 日（金）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加確認結果の通知  
入札参加確認の結果は、確認結果通知書等により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県環境生活部環境保全課大気・化学物質班（県庁行政棟新館 5 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2269
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間  
平成 20 年 3 月 14 日（金）から平成 20 年 3 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成20年3月26日 午前11時  
イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 県庁行政棟本館6階601会議室
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき(この場合、保険期間を入札日より7日以上とること。)  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の10条第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 契約の締結  
ア 契約書の作成の要否  
イ 契約締結の期限  
落札者決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第186号**

山都町長甲斐利幸から協議のあった椏山地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、平成20年3月6日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
 柵山地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
 平成 20 年 3 月 17 日から平成 20 年 4 月 14 日まで
- 3 縦覧場所  
 山都町役場

#### 登載依頼

熊本県立美術館の美術品等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

#### 熊本県教育委員会規則第 4 号

熊本県立美術館の美術品等取扱規則の一部を改正する規則  
 熊本県立美術館の美術品等取扱規則（昭和 52 年熊本県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「のうち、美術館の総務課長の職にある出納員」を削る。

第 21 条及び別記第 12 号様式中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会付議事項に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

#### 熊本県教育委員会規則第 5 号

熊本県教育委員会付議事項に関する規則の全部を改正する規則  
 熊本県教育委員会付議事項に関する規則（昭和 44 年教育委員会規則第 12 号）の全部を改正する。

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対して委任する事務、臨時代理及び専決について定めることを目的とする。

（委任）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育政策及び教育行政の基本方針
- (2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止
- (4) 教育長、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事
- (5) 懲戒及び分限免職
- (6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること
- (7) 法第 27 条による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事
- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 5 第 3 項、第 245 条の 6 又は第 245 条の 7 第 2 項の規定により、市町村教育委員会に対する是正又は改善の要求、勧告又は指示を行うこと
- (9) 学校その他の教育機関の名称及び敷地の決定又は変更
- (10) 人事異動の基本方針
- (11) 教育課程の基本方針
- (12) 教科用図書採択の基本方針
- (13) 県立学校入学者選抜の基本方針
- (14) 高等学校通学区域の設定及び変更
- (15) 県立学校施設整備の基本方針
- (16) 法令又は条例に基づく委員の任命及び委嘱
- (17) 文化財の指定
- (18) 近代文化功労者の顕彰
- (19) 教育功労者の表彰及びその他の表彰

- (20) 教育委員会の所管に属する公益法人及び公益信託に関する事務のうち、許可、認可及び承認に関すること
- (21) 教育委員会が管理する行政文書の開示その他情報公開に関すること
- (22) 教育委員会が保有する個人情報等の保護等に関すること
- (23) 教育職員免許状に関すること
- (24) 教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定
- 2 教育長は、前項各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事務については、教育委員会に付議しなければならない。  
(臨時代理)
- 第 3 条 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。  
(専決)
- 第 4 条 教育委員会は、次に規定する事務を教育長に専決させるものとする。
  - (1) 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる事務のうち、規程の制定又は改廃に関すること
  - (2) 第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる事務のうち、教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員（熊本県職員の管理職手当に関する規則第 2 条に規定する職員に限る。）以外の職員並びに校長以外の学校職員の人事
  - (3) 第 2 条第 1 項第 19 号に掲げる事務のうち、永年職員として在職した教育功労者の表彰及びその他の表彰
  - (4) 第 2 条第 1 項第 20 号から第 23 号までに掲げる事務
- 2 教育長は、前項各号の事務の全部又は一部を教育次長、課（室）長その他の職員に専決又は代決させることができる。
- 3 教育長は、専決した事務のうち必要と認めるものについては、次の教育委員会に報告しなければならない。  
附 則  
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則及び熊本県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

**熊本県教育委員会規則第 6 号**

- 熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則及び熊本県立特別支援学校学則の一部を改正する規則  
(熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則の一部改正)
- 第 1 条 熊本県立特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則（昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則  
第 1 条中「部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関し」を「部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関し」に改める。  
第 2 条の見出し中「部・科及び学科等」を「部、科、学科等」に改める。  
第 3 条の全文を「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等は別表のとおりとする。」に改める。  
第 4 条を削除する。  
別表を次のように改める。

学 校	区分	当該学校が主として行う教育	部	科	学 科	修業年限
熊本県立盲学校	本 校	視覚障害者に対する教育	幼稚部			3 年
			小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通 保健理療	3 年 3 年
				専攻科	理 療 保健理療	
熊本県立熊本聾学校	本 校	聴覚障害者に対する教育	幼稚部			3 年
			小学部			
			中学部			

			高等部	本 科	普 通 産 業 工 芸 理 容	3 年 3 年 3 年
				専攻科	工 芸 理 容	2 年 2 年
熊本県立ひのくに高等 養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	園 芸 工 芸 ク リ ー ニ ン グ 窯 業	3 年 3 年 3 年 3 年
熊本県立熊本養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
	江津湖 療育園 分教室		中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立松橋西養護学 校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立松橋養護学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
		高等部	本 科	普 通	3 年	
		高等部	本 科	園 芸 工 芸	3 年 3 年	
熊本県立松橋東養護学 校	本 校	肢体不自由者に対する教育	幼稚部			3 年
			小学部			
			中学部			
熊本県立荒尾養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立大津養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立菊池養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立黒石原養護学 校	本 校	病弱者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立小国養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立球磨養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立芦北養護学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年
熊本県立天草養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年

熊本県立荅北養護学校	本 校	肢体不自由者に対する 教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3 年

(熊本県立特別支援学校学則の一部改正)

第 2 条 熊本県立特別支援学校学則(昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「部・科、学科、当該学校が行う教育、修業年限及び募集定員」を「部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等及び募集定員」に改める。

第 4 条中「特別支援学校の部・科、学科、当該学校が行う教育及び修業年限に関する規則」を「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**有明海自動車航送船組合告示第 1 号**

有明海自動車航送船組合議会平成 20 年第 1 回定例会を平成 20 年 3 月 26 日午後 2 時 30 分熊本市に招集する。

平成 20 年 3 月 14 日

有明海自動車航送船組合  
管理者 熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 7 号**

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 の大学卒の部大学 6 卒の項ア中「第 53 条ただし書」を「第 85 条ただし書」に改め、同表の短大卒の部短大 2 卒の項ウ中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校(平成 18 年法律第 80 号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下同じ。)」に改め、同表の高校卒の部高校専攻科卒の項ア中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同部高校 3 卒の項ア中「若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部」を「、中等教育学校又は特別支援学校(同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。)」に改め、同表の中学卒の部中学卒の項ア中「盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部」を「特別支援学校(同法第 76 条第 1 項に規定する中学部に限る。)」に改める。

第 2 条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

第 6 条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給  
ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表(別表第 2)に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定により得られる号給

(2) 初任給基準表の職種欄、試験欄若しくは試験職種欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

第 8 条第 1 項中「による号給を含む」を「の適用を受ける者にとっては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 8 号**

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則  
 第 1 条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中学校小学校の項中「第 73 条の 21 第 1 項」を「第 140 条第 1 項」に改める。  
 第 2 条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を次のように改正する。  
 別表第 1 ところの医療センターの項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 9 号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
 給料表の適用範囲に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「病院等の医療施設及び」を「医療施設、」に改める。  
 第 4 条中「病院等の」を削り、「及び教育機関等」を「、教育機関等」に改める。  
 第 5 条中「病院等の医療施設及び」を「医療施設、」に、「勤務し」を「勤務し、」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 10 号**

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則  
 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成 18 年熊本県人事委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

最高の号給を超える給料月額を受け取る職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 11 号**

最高の号給を超える給料月額を受け取る職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則

最高の号給を超える給料月額を受け取る職員の給料の切替えに関する規則(平成 18 年熊本県人事委員会規則第 4 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 12 号**

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員等の給与簿に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 12 条」を「第 32 条」に、「第 9 条及び」を「第 12 条及び」に改める。  
 第 4 条第 3 号中「第 10 条及び」を「第 30 条、」に改め、「第 15 条第 3 項」の次に「、熊本県職員等の修学部分休業に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 68 号)第 3 条第 1 項及び熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 69 号)第 3 条第 1 項」を加える。

附 則  
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 13 号**

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の  
一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。  
別表（第 1 条、第 2 条、第 3 条関係）

組織区分	所在地	公 署	級別 区分
知事の事務部局	阿蘇市西湯浦	農業大学校阿蘇校舎	2 級地
	阿蘇市西湯浦	農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所	
警 察	阿蘇市黒川	阿蘇山上警備派出所	2 級地
	阿蘇郡高森町	野尻駐在所	
	阿蘇郡南小国町	黒川駐在所	1 級地
	天草市御所浦町 天草市深海町	御所浦駐在所 深海駐在所	
教 育 庁	菊池市原	菊池少年自然の家	1 級地

- 附 則  
(施行期日)
- この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
  - この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特地公署（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下「一般職員給与条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する特地公署及び熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校給与条例」という。）第 14 条の 2 第 1 項に規定する特地学校をいう。以下同じ。）とされていた公署のうち、施行日において特地公署に該当しないこととなる公署は、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務するものに限り、平成 23 年 3 月 31 日までの間（その期間内に当該公署が特地公署に該当することとなった場合はその該当することとなった日の前日までの間。附則第 3 項及び第 4 項において同じ。）、施行日の前日における特地公署とみなす。
  - 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務する職員の特地勤務手当の月額、平成 23 年 3 月 31 日までの間、この規則による改正後の熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7 号。以下「改正後の規則」という。）第 2 条の規定にかかわらず、同条第 2 項各号に定める日（熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成 10 年熊本県人事委員会規則第 5 号）附則第 2 項の規定により読み替えられる場合にあっては、平成 10 年 4 月 1 日。以下この項及び附則第 5 項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額（その額が当該職員の同条第 2 項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に施行日の前日における当該公署の級別区分に応じ同条第 1 項に定める支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間にあっては 100 分の 100 を、同年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間にあっては 100 分の 50 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
  - 附則第 2 項の規定に基づき特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、平成 23 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 4 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - 当該公署のうち施行日において準特地公署（一般職員給与条例第 11 条の 3 第 1 項に規定する準特地公署及び県立学校給与条例第 14 条の 3 第 1 項に規定する準特地学校をいう。以下同じ。）に該当する公署に施行日の前日から引き続き勤務する職員  
改正後の規則第 4 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 5 条第 3 項の規定による特地勤務

- 手当に準ずる手当の月額に、改正後の規則第4条第2項（同条第3項において読み替えられる場合を含む。）又は第5条第3項に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に100分の1を乗じて得た額に、施行日から平成22年3月31日までの間にあっては100分の100（一般職員給与条、例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する職員の異動の日（当該職員が改正後の規則第5条第3項第1号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下「異動の日」という。）から起算して4年に達した後については、0）を、同年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては100分の50（異動の日から起算して4年に達した後については、0）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。
- (2) 当該公署のうち施行日において準特地公署に該当しない公署に施行日の前日から引き続き勤務する職員（改正後の規則第4条第2項（同条第3項において読み替えられる場合を含む。）又は第5条第3項に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に100分の5（異動の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間については100分の4、異動の日から起算して5年に達した後から6年に達するまでの間については100分の2、異動の日から起算して6年に達した後については0）を乗じて得た額に、施行日から平成22年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である特地公署に施行日の前日から引き続き勤務する職員の特地勤務手当の月額、この規則による改正後の規則第2条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間（その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、同条の規定による特地勤務手当の月額に、同条第2項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（その額が当該職員の同条第2項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に100分の4を乗じて得た額に、施行日から平成22年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。
- 6 施行日における級別区分が2級地である特地公署のうち、施行日の前日における級別区分が3級地とされていた特地公署に施行日の前日から引き続き勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間（その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合（級別区分が1級地に該当することとなった場合を除く。）若しくは特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第3項の規定による同手当の月額に、改正後の規則第4条第2項（同条第3項において読み替えられる場合を含む。）又は第5条第3項に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に100分の1を乗じて得た額に、施行日から平成22年3月31日までの間にあっては100分の100（異動の日から起算して4年に達した後については、0）を、同年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては100分の50（異動の日から起算して4年に達した後については、0）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。
- 7 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち施行日において準特地公署に該当しないこととなる公署は、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務するものに限り、平成23年3月31日までの間（その期間内に当該公署が特地公署に該当することとなった場合又は準特地公署に該当することとなった場合にあっては、その該当することとなった日の前日までの間。次項において同じ。）、準特地公署とみなす。
- 8 前項の規定に基づき準特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、平成23年3月31日までの間、改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第3項の規定にかかわらず、改正後の規則第4条第2項（同条第3項において読み替えられる場合を含む。）又は第5条第3項に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に100分の4（異動の日から起算して5年に達した後から6年に達するまでの間については100分の2、異動の日から起算して6年に達した後については0）を乗じて得た額に、施

行日から平成22年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月14日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

#### 熊本県人事委員会規則第14号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条の3」を「第1条の2」に改める。

第1条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務をしている職員等」に改め、同条中「第13条第2項」の次に「（熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）第16条（同条例第22条において準用する場合を含む。）及び第26条並びに熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号）第9条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第2条第1項中「、第25条の5第2項」を「及び第25条の5第2項」に改め、「、第25条の18に規定する特別支援学校等勤務手当及び第25条の19に規定する夜間定時制勤務手当」を削り、同条第2項中「、第16条の5に規定するダム管理手当」を削り、「第25条の17に規定する温室内作業手当」を「第25条の19に規定する夜間定時制勤務手当」に改める。

第2条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「。第1条の2において「県立学校給与条例」という。」を削る。

第1条の2中「及び県立学校給与条例第13条第2項（熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）第16条（同条例第22条において準用する場合を含む。）及び第26条並びに熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号）第9条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

第2条第1項中「、第16条の2に規定する訓練教育手当」を削り、同条第2項中「、舎監兼務手当」の次に「、第16条の2に規定する訓練教育手当」を加える。

附 則

この規則中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月14日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

#### 熊本県人事委員会規則第15号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年熊本県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月14日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

#### 熊本県人事委員会規則第16号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「第46号」の次に「又は熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）」を、「第2条第1項」の次に「又は熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項」を加える。

第13条第1号中「100分の155」を「100分の150」に改める。

第2条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第2項第7号中「第12条第10項第3号」を「第12条第9項第3号」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

#### 熊本県人事委員会規則第 17 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）  
の一部を次のように改正する。  
第 6 条第 5 号中「産業開発青年隊訓練所、」を削り、同条第 8 号を削り、同条第 9 号中  
「こころの医療センター又は」及び「又は歯科医師」を削り、同号を第 8 号とする。  
第 7 条の 2 第 1 項中「第 9 号」を「第 8 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

#### 熊本県人事委員会規則第 18 号

熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の宿日直手当に関する規則（昭和 28 年熊本県人事委員会規則第 2 号）の一部  
を次のように改正する。  
第 3 条第 1 項第 3 号中「、同項第 7 号」を「及び同項第 7 号」に改め、「及び同項第 8  
号の勤務」を削り、同項第 4 号中「第 6 条第 1 項第 9 号」を「第 6 条第 1 項第 8 号」に改  
める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

#### 熊本県人事委員会訓令第 2 号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和 58 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次  
のように改正する。  
別表第 1 職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第 9 号  
中「第 31 項第 4 号」を「第 31 項第 6 号」に改め、同欄中第 10 号を削り、第 11 号を第 10  
号とし、第 12 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

#### 熊本県人事委員会告示第 1 号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成 20 年 3 月 14 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程  
第 1 条 熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和 32 年熊本県人事委員会告示第 3 号）の一部  
を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「減額される場合」の次に「（介護休暇、部分休業、修学部分休業及  
び高齢者部分休業を除く。）」を加え、同号を第 2 条第 11 号とし、同条第 6 号を同条第  
7 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

- (8) 修学部分休業 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 2 第 1 項に規  
定する修学部分休業をいう。
- (9) 高齢者部分休業 地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をい  
う。
- (10) 自己啓発等休業 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をい  
う。

第 2 条第 5 号中「育児休業期間」を「育児休業」に、「。以下」を「。第 6 号及び第  
7 号において」に改め、「（以下「育児休業」という。）の承認を受けた期間」を削り、  
同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 育児短時間勤務等 育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務又は育児  
休業法第 17 条の規定による短時間勤務をいう。

第 4 条中「職員が」を「職員（熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例  
（平成 15 年熊本県条例第 2 号）第 7 条の規定の適用を受ける職員を除く。）が」に、「

職員の」を「、各職員の」に、「育児休業期間及び部分休業」を「育児休業、育児短時間勤務等、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び自己啓発等休業」に改める。

第5条中「育児休業期間及び部分休業」を「育児休業、育児短時間勤務等、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び自己啓発等休業」に、「通知」を「報告」に改める。

第9条第6号中「区分」の次に「及び「欠勤等コード」」を加え、「欠勤、介護休暇及び部分休業」を「「欠勤等コード」ごと」に改める。

第14条第13号中「第7号」の次に「。以下「特手手当規則」という。」を、「第4号」の次に「。以下「へき地手当条例」という。」を加える。

第17条第1項第3号中「の任免事項の欄」を削り、「次の式により計算された金額を」を「当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき給料の額から、次のア、イの場合ごとに区分して計算されたそれぞれの額の合計額を減じて得た金額を「給料月額」の欄に」に改め、同号本文の式を削り、同号本文に次のように加える。

ア 欠勤、介護休暇又は部分休業により減額される場合  

$$\{(\text{給料月額} \times 12) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52) (\text{円未満四捨五入})\} \times \text{減額時間数}$$

イ 修学部分休業又は高齢者部分休業により減額される場合  
 減額すべき金額 - (次号イ、第5号から第7号まで、第8号イ、第12号及び第17号から第20号までの規定により減額された額の合計額)

第17条第1項第3号ただし書中「若しくは部分休業」を「、部分休業、修学部分休業若しくは高齢者部分休業」に、「又は部分休業」を「、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業」に、「給料欄」を「「給料月額」の欄」に改め、同項第4号中「前号の例によるものと」を「当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき給料の調整額から次のア、イの場合ごとに区分して計算されたそれぞれの額の合計額を減じて得た額を記入」に改め、同号に次のように加える。

ア 欠勤、介護休暇又は部分休業により減額される場合  

$$\{(\text{給料の月額} \times 12) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52) (\text{円未満四捨五入})\} \times \text{減額時間数} - \text{前号アにより計算された額}$$

イ 修学部分休業又は高齢者部分休業により減額される場合  

$$\{(\text{給料の調整額の月額} \times 12) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52) (\text{円未満四捨五入})\} \times \text{減額時間数}$$

ただし、前号ただし書に規定する場合に該当する場合には、次の式により計算された金額を記入する。  
 (当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき給料の調整額) - (その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する給料の調整額) = 「給料の調整額」の欄の金額

第17条第1項第5号に次のように加える。  
 減額される場合には、次の式により計算された金額を記入する。  
 (当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき教職調整額) -  $\{(\text{教職調整額の月額} \times 12) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52) (\text{円未満四捨五入})\} \times \text{減額時間数} = \text{「教職調整額」の欄の金額}$

第17条第1項第6号に次のただし書を加える。  
 ただし、管理職手当が減額される場合の当該手当の額は、次の式により計算する。  
 (当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき管理職手当の額) -  $\{(\text{管理職手当の月額} \times 12) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52) (\text{円未満四捨五入})\} \times \text{減額時間数} = \text{管理職手当の額}$

第17条第1項第7号に次のただし書を加える。  
 ただし、初任給調整手当が減額される場合には、次の式により計算された金額を「初任給調整手当」の欄に記入する。  
 (当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき初任給調整手当の額) -  $\{(\text{初任給調整手当の月額} \times 12) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52) (\text{円未満四捨五入})\} \times \text{減額時間数} = \text{「初任給調整手当」の欄の金額}$

第17条第1項第8号中「給与が」を削り、「減額される場合には、」の次に「当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき地域手当の額から」を加え、「式により計算された金額」を「ア、イの場合ごとに区分して計算されたそれぞれの額の合計額 (第3号ただし書に規定する場合に該当する場合には、その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業により減額される場合のあった給与期間に対する地域手当 (給料の月額 (修学部分休業及び高齢者部分休業にあっては教職調整額を含む。)) に係るものに限る。) の額」に改め、同号の式を削り、同号に次のように加える。

ア 欠勤、介護休暇又は部分休業により減額される場合  
 減額すべき金額 -  $\{(\text{給料の月額} \times 12) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52) (\text{円未満四捨五入})\} \times \text{減額時間数}$

イ 修学部分休業又は高齢者部分休業により減額される場合  

$$(\text{給料月額、給料の調整額及び教職調整額の合計額に対する地域手当の月額} \times 12) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52) (\text{円未満四捨五入}) \times \text{減額時間数}$$

第17条第1項第11号中「給与基本台帳に記入された支給割合を給料及び扶養手当の月額合計額に乗じて得た額」を「特手手当規則又はへき地手当条例の規定による手当の月額」に改め、同項第12号に次のただし書を加える。  
 ただし、月額特殊勤務手当が減額される場合には、次の式により計算された金額を

「月額特殊勤務手当」の欄に記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき月額特殊勤務手当の額) - {(月額特殊勤務手当の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)(円未満四捨五入)}×減額時間数=「月額特殊勤務手当」の欄の金額  
第17条第1項第13号中「計算された額」を「計算された金額」に、

「勤務1時間当たりの給与額× $\left[\frac{125}{100}\right]$ を

「{(給料の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)× $\frac{125}{100}$ (円未満四捨五入)}」に、

「 $+\frac{150}{100}$ 」を「+{(給料の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)× $\frac{150}{100}$ (円未満四捨五入)}」に、

「 $+\frac{135}{100}$ 」を「+{(給料の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)× $\frac{135}{100}$ (円未満四捨五入)}」に、

「 $+\frac{160}{100}$ 」を「+{(給料の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)× $\frac{160}{100}$ (円未満四捨五入)}」に、

「 $+\frac{25}{100}$ 」を「+{(給料の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)× $\frac{25}{100}$ (円未満四捨五入)}」に、

「 $+\frac{100}{100}$ 」を「+{(給料の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)× $\frac{100}{100}$ (円未満四捨五入)}」に、

「時間数」を「時間数」に、「時間外勤務手当欄」を「時間外勤務手当」の欄に改め、

同項第14号中「計算された額」を「計算された金額」に、

「勤務1時間当たりの給与額× $\left[\frac{135}{100}\right]$ を

「{(給料の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)× $\frac{135}{100}$ (円未満四捨五入)}」に、

「時間数」を「時間数」に、「休日勤務手当欄」を「休日勤務手当」の欄に改め、

同項第15号中「計算された額」を「計算された金額」に、

「勤務1時間当たりの給与額× $\left[\frac{25}{100}\right]$ を

「{(給料の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)× $\frac{25}{100}$ (円未満四捨五入)}」に、

「時間数」を「時間数」に、「夜間勤務手当欄」を「夜間勤務手当」の欄に改め、同項

第17号に次のただし書を加える。

ただし、減額される場合には、次の式により計算された金額を記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき義務教育等教員特別手当の額) - {(義務教育等教員特別手当の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)(円未満四捨五入)}×減額時間数=「義務特別手当」の欄の金額  
第17条第1項第18号中「給料の月額」を「給料月額」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、減額される場合には、次の式により計算された金額を記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき産業教育手当の額) - {(産業教育手当の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)(円未満四捨五入)}×減額時間数=「産業教育手当」の欄の金額

第17条第1項第19号中「給料の月額」を「給料月額」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、減額される場合には、次の式により計算された金額を記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき定時制通信教育手当の額) - {(定時制通信教育手当の月額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)(円未満四捨五入)}×減額時間数=「定通手当」の欄の金額

第17条第1項第20号中「給与基本台帳」に基づき支給すべき農林漁業普及指導手当



## 正 誤

平成 20 年 3 月 6 日熊本県条例第 20 号（熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
28	20	「384,600 円」	「348,600 円」

平成 20 年 3 月 6 日熊本県条例第 3 号（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
10	1	条例	条件